資料３

Ⅱ　ｱﾒﾘｶ合衆国産りんご生果実に係る火傷病検疫措置の改正について

１．米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置については、平成１７年６月２３日にＷＴＯ再パネル報告が公表され（別紙１）、７月２０日のＷＴＯ紛争解決機関定例会合において、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（ＳＰＳ協定）」に整合しておらず、是正するべきであることが勧告された。

２．これに基づき、それまでの①１０ｍの境界帯に囲まれた輸出園地の指定、②年１回（幼果期）の園地検査及び③果実の表面殺菌を主とする従来の検疫措置を改正することとし、日米間で技術協議を行った。

３．その後、７月に、措置改正案について、広く国民等から意見・情報を募集したところ、ＷＴＯ勧告に整合し、かつ、火傷病の侵入リスクを軽減する具体的な提案は得られなかった。

４．このため、我が国としては、ＷＴＯ勧告を実施するため、８月２５日付けで当該措置を改正し、施行した（別紙２）。

５．現在、火傷病の万一の侵入に備え、侵入警戒調査地点数を増加する等、国内監視体制を強化しているところであり（資料２－２中１．（１）参照）、万一侵入した場合、組織的かつ早急にまん延を防止し火傷病を撲滅するために、「火傷病防疫指針」を策定しているところである（別紙３）。

６．また９月には、「第６回米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する分科会」を開催し、火傷病の試験研究に関して、国や県、独立行政法人等が連携して研究を推進していくことの確認等を行ったところである（別紙４）。

参考：火傷病の検疫措置に関する経緯

（別紙１）

再パネル報告の概要

１．主な認定事項

（１）措置を維持するための十分な科学的証拠の有無

米国の現行の輸出基準により「成熟した病徴のないりんご果実」のみが輸出されることを前提とすれば、園地検査、１０ｍの境界帯、表面殺菌等の日本の措置は十分な科学的証拠に基づいておらず、ＳＰＳ協定第２条２に違反している。

（２）適正なリスク評価の有無

日本がそのリスク評価の根拠とした①成熟りんご果実が潜在感染するリスク、及び②火傷病菌が感染りんご果実から宿主植物へ伝搬されるリスクに係る新たな研究は、極端な人工条件下で行われたものであり、自然条件下でのリスクの存在を証明しておらず、日本のリスク評価はＳＰＳ協定第５条１に整合していない。

（３）措置の貿易制限性

「成熟した病徴のないりんご果実」であれば日本に火傷病を伝搬するリスクは極めて低く、米国の現行の品質管理により、そのような果実のみが輸出されることから、日本の措置は、火傷病の侵入を防ぐという目的を達成する必要以上に貿易制限的であり、ＳＰＳ協定第５条６に違反している。

２．再パネルの認定・結論

日本の措置は、ＳＰＳ協定第２条２、第５条１及び第５条６に不整合であり、紛争解決機関が日本に対して措置の整合化を求めるよう勧告する。

（別紙２）

米国産りんご火傷病に係る検疫措置の改正の概要

ＷＴＯ紛争解決機関の勧告を踏まえ、ＳＰＳ協定に整合し、かつ、りんご生果実を介した火傷病菌の我が国への侵入を確実に防止できる措置として、以下のとおり改正した。

１．改正の内容

	改正前	改正後
無病園地		
	・10m の境界帯	廃止
	・幼果期の園地検査	廃止
果実の表面殺菌	次亜塩素酸浸漬	廃止
輸出検査	火傷病菌の付着のないことの確認	・火傷病菌の付着のないことの確認 ・果実の成熟検査（注）
検疫証明書の追記	火傷病菌に感染していないこと	火傷病菌に感染していないこと

（注） パネル専門家により「成熟した病徴のないりんご果実は火傷病菌に感染しない」、さらに「りんごの未成熟果は貯蔵中に萎れる可能性が高い」とされた。このため、米国が輸出検査で萎れたりんご果実を発見した場合、その果実の成熟をヨード・デンプン法で検査し、この検査において、未成熟果の混入が確認された場合には、その果実を含む荷口の果実のうち、その果実が収穫された栽培ブロックと同一のブロックにおいて栽培されたものは日本に輸出しないこととする。この検査等については、日本の植物防疫官の立ち会いの下で行うこととする。

２．なお、現在、ワシントン州及びオレゴン州産のりんご生果実のみが条件付きで輸入解禁されているが、従前より我が国に対しりんご生産地域として輸出解禁要請のあったカリフォルニア州産りんご生果実についても、検疫上問題がないことを確認したことから、当該州を輸入解禁対象地域として追加することとした。

（別紙３）

「火傷病防疫指針」の策定について

（１）趣旨

火傷病に対し、関係機関が法等の関係法令に基づき、その駆除を行い、又はまん延を防止するための措置を迅速かつ的確に講ずることができるよう、平時及び発生時において講ずるべき措置に関する手続を定めたもの。

（２）概要

以下のとおり

「火傷病防疫指針」

侵入警戒調査

宿主植物生産地域（平成１６年度：１３９地点）、
港湾地域の巡回調査（平成１６年度：５８地点）
（肉眼で病徴を調査→**火傷病の病徴の発見→火傷病菌の分離・同定**）

初動防除

発生地域の特定、薬剤散布等の対処的防除

緊急防除の開始

発生区域、重点防除区域及び防除区域の設定

１．発生区域

発生樹の周囲４０ｍの宿主植物の伐採（発生区域）

２．重点防除区域

(1) 発生樹の周囲５００ｍの宿主植物への薬剤散布
(2) 宿主植物の移動制限
(3) モニタリング調査など

３．防除区域

感受性の高い宿主植物の移動制限

緊急防除の終了

３年間のモニタリング調査で火傷病の発生が確認されなかった場合

（別紙４）

第６回米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する分科会議事概要

１．日時　：平成１７年９月２２日（木）　15:00 ～ 17:30

２．場所　：農林水産省消費・安全局第５会議室

３．議事概要

（１）りんご火傷病検疫措置の改正に関する報告について

事務局側から８月２５日付けプレスリリースにより、再パネルの経緯及び改正措置の内容を説明した。

（２）火傷病の試験研究について

事務局側から農林水産技術会議事務局が公募した緊急時即応型研究に植物防疫課が火傷病に関する研究課題を提案し、それに対して、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構果樹研究所（果樹研）が応募し、受託研究機関として決定されたことを説明した。試験内容については、果樹研から火傷病菌の検出・同定方法の改良及び開発、国内主要生産県での火傷病無発生調査、発生国における防除等の情報収集の３つが柱になっているとの説明があった。委員からは、現在、日本に火傷病が存在しないことを調査で証明することが重要であるとの意見があった。

（３）国、県、独法等の試験研究機関の連携体制について

果樹研から、果樹研、地域研究課が中心となって、主要生産県、果樹花き課、植物防疫所及び植物防疫課が参画した火傷病研究連絡協議会が発足し、火傷病の試験研究はこの協議会が中心となって研究推進を図っていくとの説明があった。

事務局側より、現在作成中の火傷病アクションプランの概要について口頭説明し、委員からは内容については了解するが、アクションプランの実行には独法及び関係県の研究機関、生産者等の協力、連携が不可欠であるとの意見があった。

（４）その他

委員から調査研究及びアクションプランの実行には、火傷病の病徴を知らなければならないので、コトネアスター、サンザシなどのマイナーな宿主植物の病徴を含め、火傷病の病徴に関する資料を作成する必要があるとの意見が出され、調査研究の一環として作成していくこととした。また、本協議会を活用して、火傷病発生国に国内の研究者を派遣し、火傷病の診断、防除等に係る情報収集を行う必要があるとの意見が出された。

（参　考）

火傷病の検疫措置に関する経緯

1　平成６年８月、米国産りんご生果実の輸入を解禁する際に、火傷病について必要な検疫措置を講じることを条件とした。
　① 火傷病完全無病園地の指定
　② 輸出園地の周囲に５００m幅の緩衝地帯を設置
　③ 年３回（開花期、幼果期、収穫期）の園地検査の実施
　④ 果実の表面殺菌

2　平成１４年３月１日、米国は在ジュネーブ日本政府代表部に対し、米国産りんご生果実の火傷病に係る植物検疫措置は、ＷＴＯ協定（ＳＰＳ協定等）と整合的でないとして、ＷＴＯ紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。

3　平成１４年４月１８日、ジュネーブにてＷＴＯ紛争解決手続に基づく二国間協議を行ったが、合意に至らなかった。

4　平成１４年６月３日、ＷＴＯ紛争解決機関特別会合で、米側からの要請を受け、本件に係るパネル設置が決定。

5　平成１５年７月１５日、パネル報告が加盟国に配布され公表。

6　平成１５年８月２８日、パネル報告について我が国から上級委員会に申立て。

7　平成１５年１２月１０日、上級委員会報告が採択され確定。

8　平成１６年３月、５月及び６月に日米技術協議を開催するも合意に至らず。

9　平成１６年６月３０日、措置を改正、施行。
　① １０mの境界帯に囲まれた輸出園地の指定
　② 年１回（幼果期）の園地検査の実施
　③ 果実の表面殺菌

10　平成１６年７月３０日、ＷＴＯ紛争解決機関特別会合で、米側からの要請を受け、本件に係る再パネル設置が決定。米側は同時に１５５億円相当の対抗措置を申請。

11　平成１７年６月２３日、再パネル報告が加盟国に配布され公表。

12　平成１７年７月２０日、再パネル報告が採択され確定。

13　平成１７年８月２５日、措置を改正、施行。
　① 果実の成熟検査
　② 火傷病菌に感染していない旨を検疫証明書へ追記